

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第2回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年8月5日（金）13時52分～16時10分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（2名）	松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（2名）	白石裕治 日高実禎（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1	令和4年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
	2	鹿児島県最低賃金の改正審議について
	3	その他
配付資料	1	令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
	2	第5回目安に関する小委員会配布資料
	3	鹿児島県内経済情勢報告（令和4年7月、鹿児島財務事務所）
	4	県内雇用失業情勢（令和4年6月） （鹿児島労働局定例記者会見資料（令和4年7月29日））
	5	県内景況（令和4年7月29日発表分、鹿児島銀行・九州経済研究所）
	6	全国企業短期経済観測調査結果（令和4年7月1日、日本銀行鹿児島支店）

○ 山本部長

ただ今から、令和4年度第2回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。  
先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日は、公益委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の合計7名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

○ 山本部長

ありがとうございます。本専門部会は有効に成立しているということでございますので、ただ今より審議を始めたいと思います。

1番目の議題です。令和4年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてという項目です。

この点につきましては、事務局から説明をお願いします。

○ 勝田室長

私の方から、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、ご説明させていただきます。  
資料1をご覧ください。資料1は、4種類あります。1つ目が、1枚紙の中賃会長から厚生労働大臣あての答申文になります。2つ目が、別紙1の令和4年度地域別最低賃金額改定の目

安に関する公益委員見解になります。3つ目が、公益委員見解の別添として、参考資料になります。4つ目が、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告になります。

詳細につきましては、別紙1の公益委員見解においてご説明いたしますので、別紙1をご覧ください。

最初に、1として、令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とするとされており、Dランクの鹿児島は、30円となっております。

次に、2の(1)として、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきたとされており。

なお、中賃の審議においては、労使から、例年以上に、目安額とその根拠、理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が出ておりましたので、今回の公益委員見解においては、取捨選択を行った資料を基にするとして書かれておりますので、公益委員見解の別添、参考資料も併せてご覧ください。

まず、三要素の賃金として、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率、参考資料の1ページの連合春季賃上げ妥結状況及び2ページの経団連春季賃上げ妥結状況を参照してください。賃金上昇率は、2%を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転しているとされており。

また、賃金改定状況調査結果、参考資料の3ページから5ページの賃金改定状況調査結果第4表の①から③については、第4表①②における賃金上昇率は1.5%であったことに加え、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.1%となっている。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるとされており。

ただし、第4表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要であるとされており。

次に、公益委員見解の2ページ、三要素の労働者の生計費として、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数、参考資料の7ページの消費者物価指数の推移、対前年同月比を見ると、持家の帰属家賃を除く総合は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となっており、とりわけ、基礎的支出項目、参考資料の8ページの消費者物価指数の基礎的・選択的支出項目別指数の推移といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっているとなっております。消費者物価指数については、基本的には、基礎的支出項目及び選択的支出項目の双方を含む、持家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきであるが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられるとし、このため、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の持家の帰属家賃を除く総合が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があるとされており。

最後の三要素の通常の事業の賃金支払能力として、通常の事業の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益については、参考資料の10ページの参考、売上高経常利益率の推移詳細では、平成31年1から3月期は6.0%、令和2年4から6月期は4.4%、今年1から3月期は6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られる。また、業況判断DIを見ても、日銀短観、参考資料の11ページの日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移では、令和2年6月のマイナス31から今年6月にはプラス2となっており、また、中小企業景況調査、参考資料の12ページの中小企業景況調査による業況判断DIの推移では、令和2年4～6月のマイナス66.7から今年4～6月にはマイナス19.4となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られるとされており。

ただし、宿泊業、飲食サービス業、参考資料の10ページの参考、売上高経常利益率の推移詳細では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1から3月期の売上高経常利益率はマイナス4.5%となっている。また、足下では、国内企業物価指数、参考資料の13ページの国内企業物価指数前年同月比の推移が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられるとされており。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があるとされており。

次に、各ランクの引上げ額の目安として、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があると考えられており、労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の持家の帰属家賃を除く総合が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府ができる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましいとされており。

一方、通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられるとしており、これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられるとされており。

各ランクの目安額については、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1から6月の消費者物価の上昇率、参考資料の14ページの消費者物価指数の対前年上昇率の推移は、A・Bランクがやや高めに推移していること。

昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたことも踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢、参考資料の15ページのランク別完全失業率の推移、16ページのランク別有効求人倍率の推移、17ページのランク別新規求人数の水

準の推移が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられるとされております。

一方、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられるとされております。

次に、政府に対する要望として、目安額の検討に当たっては、3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額としたとあります。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ないとあり、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望するとされております。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望するとされており、また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要であるとされており、このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望するとされております。

さらに、下請取引の適正化については、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ及び取引適正化に向けた5つの取組に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望するとされております。

次に、地方最低賃金審議会への期待等として、目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされ、また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望するとされております。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当であるとされております。

(2)では、生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されております。

最後に、(3)として、最低賃金引上げの影響については、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされております。

また、別紙2は、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告として、労働者側見解や使

利用者側見解も記載されていますので、ご確認ください。

以上で、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安についてのご説明を終わります。

○ 山本部長

ありがとうございました。

ただ今、中賃の目安答申の内容について、説明があったかと思えます。委員の皆様、今の説明の内容につきまして、何かご質問、ご意見あればよろしくお願ひします。いかがでしょうか。どうぞ。

○ 日高委員

今、説明を受けましたが、今回の中央最低賃金審議会答申の受け止めなどについて、少し発言させていただきたいと思ひます。

公益委員が、労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力するとした昨年度の中央審議会の総括を踏まえて、目安額とその根拠、ならびに理由について、公益委員の中で慎重に審議されたこと。過去最高となる目安水準が示されたことについては、一定評価したいと思っております。

しかしながら、結審が遅れたことにより、10月1日発効に向けた地方での論議日程がこれまでにないタイトなものになったということは、厚生労働省の日程調整も含め、課題認識を持っているところです。

その上で、中賃で示されたA Bランク 31円、C Dランク 30円という額は、私たちが目指す、誰もが時給1,000円、政府が当面の目標とする加重平均1,000円とは、まだまだ乖離があり、いつになったら達成できるのかと疑問符がつくものであります。

また、地域間格差を額のうえで縮められなかったばかりか、逆に拡大させたことは、これまで地域間格差を問題視した政府機関での議論からしても、むしろ逆行するものであると認識しております。

次に、本県での論議にあたり、まず申し上げておきたいのは、最賃の審議は、生存権にリンクした議論を行っているだけに、現在の急激な物価上昇により、働く者の生活が圧迫されている現実を直視した議論が必要であると認識しております。

その上で、今回示された資料には、この急激な物価上昇が反映されていない段階での結論や結果が示されたものが多数ある点については、十分に配慮する必要があると考えております。

現在の円安に加え、今後、ロシアのウクライナ侵攻による石油、天然ガス、穀物類を中心とした直接的な物価への影響が懸念されている状況のもと、既に今月、あるいは、10月からの値上げについて、多くの企業から表明されているところであります。

とりわけ、離島においては、これまでも県本土との価格差があり、食料品に加え、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガスといった、生きていくためには避けては通れないものを中心に大幅に値上がりしています。今後、冬に向けて燃料価格が高騰していくことは、十分に想定できることであり、そうなると離島で働き、暮らすこと自体が困難な状況に至り、強いては離島の働き手がさらに島外へ流出することにも繋がりに兼ねないと認識しております。

昨年までの公益委員の見解において、本県においては離島を擁しとの表現が使われてきました。離島で働くもの、生活するものにとって、こうした表現をされること自体、到底、納得で

きるものではないと思うが、労働者側として、支払い能力に視点をおいたものとして、理解してきたところであります。離島は、地域での助け合いや支え合いなどが強く、これまでの厳しい生活環境下であってもどうにかやっていけた。しかし、今回の物価高の影響を最も受けているのは離島であり、今の離島での暮らしぶりは、県本土以上の極めて厳しい生活環境に置かれていることを共通認識として議論していただくことを要望いたします。以上でございます。

○ 山本部会長

ありがとうございました。ほかの方がいかがでしょうか。使側からどなたかいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

私は、初めての委員なので、これは当然のことなのかもしれませんが、厚生労働大臣に対する答申の1番目に、最低賃金額目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったということが書いてあるのですが、それぞれ労使の側からどういう金額が提示されて、それがどこまで行って、一致しなかったのかというのを教えてもらえるのであれば、教えていただきたいと思います。

○ 中村労働基準部長

議事録自体が、私共にございませんで、具体的な数字はわかりませんが、それぞれで主張をされて、一致をみななかったというのはここに書かれているとおりでございます。昨年と違うところは、報告書を作ることさえも、一致をしなかったというのが昨年でありまして、今年につきましては、議論を踏まえて、いろいろ議論した中で、労使双方で不満な部分、一致しない部分はあるが、報告書してまとめて提出することには、一致したということで、昨年とちょっと違うということございまして、具体的な数字につきましては、私共でも承知をしておりますので、回答はなかなか難しいところでございます。

○ 山本部会長

どうぞ。

○ 瀬平委員

具体的な数字とか、労使双方の根拠とか、金額を提示したとか、そのようなものは開示されるものなのでしょうか。それとも、鹿児島が情報を入手していないということだけでしょうか。

○ 山本部会長

ご回答いただけないでしょうか。

○ 勝田賃金室長

中賃の目安小委員会も、県最賃専門部会と一緒に、議事録は公開されるのですが、三者が揃って議論した中で話が出てくれば、公開されると思われます。県最賃も一緒のように、個別の協議の中身については、議事録として公開されないとしておりますので、三者の議論の中で、

金額が出てくれば、今後議事録として出てくると思っております。現時点では、議事録が出ておりませんので、いくらという金額は、把握していないということになります。

○ 瀬平委員

一部新聞等では、金額も出ておりましたが、それは取材によるものということですかね。

○ 山本部長

よろしいでしょうか。

○ 瀬平委員

分かりました。

○ 山本部長

ほかに、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、中賃の目安答申の伝達の説明を受けましたので、これを受けまして、これから前回の専門部会に引き続きまして、鹿児島県最低賃金の改正審議に入っていきたいと思えます。

前回は、参考人の意見陳述を受けた後、労使それぞれから本年度の最低賃金の改正につきまして、基本的な考え方を述べていただいたかと思えます。

その際に、労働者側からは、最賃は、3要素を考慮して、審議を行うことに変わりはない。直近2年間では、コロナ禍の影響を踏まえた審議を行ったが、現時点で、社会活動の正常化も進んで、経済も回復基調にあるのではないかと。急激な物価上昇に見舞われる中で、労働者の生活が非常に苦しくて、審議も物価上昇に重要なポイントであるとの見解でした。さらに、地域間格差は、労働力の流出につながり、中小・零細企業の事業継続・発展の阻害要素になること。最低賃金の引上げについては、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境整備が必要であって、通常の企業側の賃金支払い能力を高めることが必要であるといったようなご意見が述べられたかと思えます。

これに対しまして、使用者側からは、文書に基づきまして、社会生活上の行動制限もかなり緩和をされてきたという意味では、一進一退を繰り返しながらも、少しずつ改善の傾向にはあるという認識が示されたかと思えます。しかし、この回復もK字型回復とした2極化した回復であって、本県の重要な産業である観光業関連、飲食業などサービス業、ここが十分に持ち直っていない、まだ苦境にある。この点は、十分に留意しながら審議が進められるべきだといったことが、述べられたかと思えます。さらに、近年、昨年、一昨年と3%台と大幅な引き上げが続いてきて、この引き上げが、中小企業、零細の経営実態に十分に考慮した審議がなされているのかといった疑問の声も県内からは聞こえてくるのが、述べられたかと思えます。さらに、最低賃金は、物価が上昇しているということもあって、一定程度引き上げざるを得ないだろうということはあるが、特にコロナ禍の影響が深刻な業種に留意しながら、審議を進めていただきたい。さらに、三要素、これを十分に考慮して、納得感のあるような審議をしたいといったことが出されたかと思えます。以上、前回のことを簡単にまとめたのですが、これに何か付け加えて、全体的な、基本的な考え方について、発言したいという方は、いらっしゃいま

すでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、実際には具体的な金額審議をせざるを得ませんので、ただ今から、具体的な金額の審議に入りたいと思います。それでは、労使双方から今日の時点での、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、労側のほうからお願いできますか。

## ○ 白石委員

労働者側の考え方ですが、目安の受け止め方ということで、まず、日高委員の方から報告がありました。それを前提にお話をさせていただきます。2つの資料をお配りしています。

まず、経済の報告についてということで、7月4日の本審資料にもございましたが、内閣府の月例経済報告が6月まで記載されております。7月の月例経済報告での基調判断は、前月の持ち直しの動きがみられるから緩やかに持ち直しているとなっております。直近6ヶ月の推移が記載されているが顕著に推移しているということが、内閣府の資料で分かると思っております。

日銀鹿児島資料で、7月から過去半年分が記載されております。過去6ヶ月の推移を計上しておりますが、概要的にも緩やかに持ち直している。県内の状況は、観光関連がやや持ち直し、生産活動が一部で持ち直し、消費関連で持ち直しの動きがみられ、雇用情勢が横ばいとなっております。直近2年はコロナ禍の影響を踏まえて審議を行っていましたが、現在は社会情勢の正常化も進み、経済は回復基調にあるということで、そのためには、経済・社会の活力の源となる人への投資が必要となるのではないかと考えております。

次に、消費者物価についてです。目安のところ報告がございましたが、7月29日に配布された資料も含めて、今も説明がございましたが、消費者物価指数は、持ち家の帰属家賃を除く総合はプラス2.8%、総合でプラス2.4%、生鮮食品を除く総合がプラス2.2%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合がプラス1.0%であったことと、また、基礎的選択的支出項目別指数はプラス4.4%、特に、購入頻度別指数もプラス4.4%となっております。急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしており、基礎的支出項目などの伸び率が顕著であり、生活必需品などの切り詰めることが出来ない支出項目の上昇は、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しております。この実態を直視して生活水準の維持・向上の観点から上げが必要であると思っております。

次に、鹿児島県消費者行政推進室資料より抜粋しております。ここの中では、鹿児島県の物価情報であります。日高委員からもありましたが、本県は離島を含んでおりまして、一例ではございますが、離島と本土の比較では、灯油18リットルで461円、レギュラーガソリン1リットルで15円、軽油1リットルで21円、牛乳1リットルでも31円となっております。全国のランク別での地域間格差のみならず、離島を含めた地域間格差の是正が必要でないかと思っております。特に、鹿児島県のガソリンの価格は、ガソリン、灯油、軽油というところで、示しておりますが、今は暑いですが、寒い時期も迎えます。ガソリン、灯油、軽油、ここは、離島を含めて鹿児島県内においても、物価が高いところがございますので、特に離島を含めたところまで、加味した引き上げが必要でないかと思っております。

次に、賃金改定状況調査結果についてということで、第4表の①を、私の方で過去5年間を書かせていただきました。29年の6月から記載しておりますが、直近では、平均で1.5%、D



ランクは 1.9%となっておりますが、第 4 表①の数字は全体で基本ではあるが、今年初めて出された第 4 表③は、令和 3 年と令和 4 年の両方に在籍していた労働者のみを集計した数字であり、第 4 表①全国平均 1.5%、D ランク 1.9%であるが、第 4 表③の全国平均 2.1%、D ランク 2.4%、こちらの数字を重視すべきでないのかと思っております。

4 番目の人材流出についてということで、九州経済研究所の K E R 2022 データブックより抜粋しております。鹿児島県の人口は、157 万 6,488 人ですが、この統計を見ても、減少し続けております。98 年以降も社会動態、自然動態ともにマイナスとなっておりますし、少子高齢化が加速しています。転入転出者数を見ますと、福岡が最も多いということで、首都圏、隣県の流出につながっています。将来の人口は、2045 年には 2015 年に比べると 26.9%減少し少子高齢化は加速していますということが、データからもわかると思います。

次は、鹿児島労働局のホームページより抜粋しておりますが、鹿児島県の新規卒業者の就職内定状況となっております。新規学卒者の県内内定率はコロナの影響もありまして、令和 4 年度は 60.31%、令和 3 年度は 56.62%、このコロナ禍の 2 年で、県外の流出が少し止まったところもありますが、全体的に見ましても、半数以上が県外に流出しているというのが、10 年くらいのデータで分かると思います。ここには、高校生、大学生、短大生、専門学校と過去 10 年間の数字がありますので、ご確認をお願いします。

次に、住民基本台帳から連合が作成したものでございます。地域別最低賃金と若者の転入超過率ということで、年齢的には 20~24 歳ということで、作らせてもらっております。A ランクのみが転入が多くて、そして、D ランクの県が減少しているということが一目でわかる資料で、このままいけば、鹿児島県は少子高齢化がますます進んでいき、人手が足りませんということで、資料としてつけさせてもらっております。

次の、国際比較についてということで、書かせていただきました。日本経済新聞の今年 7 月 26 日より抜粋させてもらっております。最低賃金欧米に見劣りの見出しで、出稼ぎ魅力度、10 年で半減と掲載されております。最低賃金をベースに日本で働くと同国の何倍の賃金が得られるか、出稼ぎ魅力度指数として試算したところ、10 年で半減しているとなっております。欧米に比べると日本の水準は低く、働く国としての魅力は落ちたと書いてございます。企業の生産性を上げ、賃上げの環境を整える努力が求められる。そして、少子高齢化に伴い日本が、外国人労働者の採用拡大を目指しているが、外国人労働者をいつまでも呼べば来るわけではないと書いてあります。国際的に見た日本の最低賃金の低さは、正規・非正規といった雇用形態による賃金格差の表れでもある。日本ではフルタイムの労働者の賃金に対する最低賃金の水準が 45%にとどまる。その数字が 60%を下回ると欧州連合では、貧困に対して脆弱であると記載されています。他国に比べて賃金の低い日本、その中で最低賃金の低い D ランクの鹿児島に呼べる可能性も極端に低くなると思っております。全体的に日本の水準が低く、特に、D ランクの下から 2 番目ということを見ると、県内にも外国人労働者が入ってきておりますが、これらがどんどん減っていくのではないかと考えられます。

次に、有効求人倍率についてですが、このところは、今日の資料にもありますので、省かせていただきますが、全国の有効求人倍率、令和 4 年 5 月の平均は 1.24 倍で、鹿児島県は 1.36 倍で、労働市場も募集賃金の上昇も見られて改善している。全国平均は、6 月で 1.24 倍、各都道府県と比較しても鹿児島県は高い水準となっております。また、県内で見た場合でも、上位は昨年同月比で熊毛が 0.32 ポイント増、指宿が 0.31 ポイント増、名瀬が 0.25 ポイント増

となっています。県内でも地方というところの倍率が上がってきているということになっております。全国と比較してもDランクの都道府県は、有効求人倍率が増加して、全国平均を上回っています。

次に、生活保護についてです。生活保護の観点から見ると、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であります。7月29日に生活保護の金額ということで、鹿児島県が、生活保護が90,216円、令和3年度の最低賃金は116,578円で問題はありませぬという説明を受けております。私どもで試算した時には、7月4日配布された資料によると、労働時間に関しては、法定労働時間173.8時間を使われております。しかし、鹿児島県の毎月勤労調査では、令和3年度の5人以上が139.3時間、30人以上で145.6時間となっていて、実態とはそぐわないものではないかと危惧しております。労働時間との乖離がみられます。過去データ25年度からの鹿児島県の毎月勤労統計調査から見てもどこにも173.8時間は出てきません。令和3年度の労働時間の30人以上、145.6時間で見ても、173.8時間と比較しても28.2時間の差が出てきています。最低賃金で試算してみますと、821円×28.2で、23,152円の差がでてきます。そして、生活保護との金額の比較で、令和3年度で821円×173.8時間×0.817で、116,756円で記載されているが、実態の労働時間に合わせると、5人以上のところでは、821円×139.9時間×0.817で93,839円、差が3,623円しかございませぬ。同様に、30人以上で計算すると、差額が7,446円となります。生活保護の金額と最低賃金との差は5人以上で3,623円、30人以上で7,446円しかなくて、生活保護の扶助内容の生活、住宅、教育等を見ても、最低賃金近傍で働いている者はそれ以下であると読み取れると思います。また、データから見ると毎月勤労統計調査より毎年労働時間は減少しています。

パート労働者の実態ということで、5人以上93,587円、労働時間は、令和3年度が85.8時間、昨年度が91.0時間、その前が94.5時間となっており、これから見ると、最賃が上がっただけ、これは想像ですが、1日の労働時間が短くなったものと推測できますし、平均値を見ますと、時給換算で、5人以上で1,091円、30人以上で1,134円、5人以上で差額が270円となっております。平均値に近いという形で、もっていきたい。最賃の821円と平均値では、270円もありますので、生活保護との関連から見ても、引き上げていかないといけぬ。

離島に関してということで、ハローワークで情報が出ている熊毛と鹿児島しかありませんでした。熊毛の令和4年6月の賃金情報では、年齢別求人賃金・求職賃金においてパートさんの下限求人賃金は、鹿児島で954円、求職賃金は19歳以下で823円、熊毛では下限求人賃金は、932円、求職賃金は35歳から39歳で830円である。また、最低賃金額での募集は、一部の職種に偏っています。

影響率に関してですが、今年度の中賃目安額が30円であり、労働者数復元の影響率は19.85%、44,682人で、影響率を参照しても30円から39円の間は、影響はないものと考えます。

鹿児島大学新聞にも、物価高騰、消費を切り詰める学生、民衆切り捨ての政府に怒り高まるとの見出しから掲載されている。食料品などの生活必需品物価高騰が止まらない。電気、ガスなどの公共料金も高騰、学生生活に大打撃を与えている。鹿児島でも食品や日用品の配布には多くの学生が並ぶ。生活費を稼ぐためにバイトをしても、最低賃金のため、物価高で焼け石に水だ。その分、消費を切り詰めていると書かれております。やはり、学生もアルバイトも含め

て、最低賃金に対して怒りを表している新聞となっております。また、現在ニュースなどでは、子供食堂、生活に困窮している方への生理用品の無償配布など今までに起こっていないような事案が取り上げられています。こういう生活に困った人たちが、身近にたくさんいるということをご理解していただければと思っております。

最後に、具体的な引き上げについてということで、深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続発展の厳しさに拍車がかかること。急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼし、基礎的支出項目など伸びが顕著であり、生活必需品の切り詰めることのできない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しています。誰もが時給1,000円の通過点として、全国平均1,000円到達が必要であると考えています。地域間格差是正の観点からは目安額については、A、Bランク31円、C、Dランク30円となり、1円低いことに関して、納得はしていません。地域間格差是正というのも考慮しなければなりません。3要素の状況や地域間格差の是正等を総合的に検討し、36円引き上げて857円とすることを求めます。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。今、資料や指標に基づいて、1つ1つ根拠を述べられて最終的には、36円の引き上げを求めるとのご提案であったかと思えます。今のご主張につきまして、何か確認したいとか、質問したいという点がありますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 濱上委員

影響率で、30円から39円の間は、影響がないということですが、19.85%については、どのようにお考えでしょうか。

○ 白石委員

19.85%というのを見ると、例年よりは高い数字になっていますが、今回の目安というところから見ますと、30円から39円の影響率、人数自体は大きいと思いますが、そこまで影響はないと私は思っています。

○ 日高委員

影響率が高いということは、逆を返せば物価高への影響を受けている方が、近傍で働く方が非常に多く、そのような人たちが多少なりとも和らぐ、生活が少しでも良くなると、私どもはとらえているところです。

○ 濱上委員

逆に言えば、支払う方からすると、5分の1、19.85%という決して小さな数字ではないと考えています。影響率は、大きいと認識していました。それと、最低賃金と若者の転入超過率というのは、相関関係あるということでお話しされたと思うのですが、一番低い沖縄は、マイナス1.8です。Bランクのところもマイナス3とかいくつかがあつたりしますので、一概には最低賃金が低いから県外に出ていくというわけでもないという気はしております。そのあたり

はどうでしょうか。

○ 日高委員

そこは、それぞれの県の産業構造といいますか、どこに重きを置いているかということで、影響があるのではないかと考えております。先程、沖縄につきましては、部会長からもありましたとおり、観光や宿泊は厳しい状況にあるので、沖縄はそういうことになっているのではと考えております。

○ 山本部会長

ほかに何かありますでしょうか。どうぞ。

○ 松枝部会長代理

離島に関してということでお伺いしたいのですが、最低賃金募集額は一部の職種に偏っていますとありますが、具体的には、どのような職種に偏っているのでしょうか。

○ 白石委員

熊毛のほうで、最賃の 821 円で募集しているのは、スーパー関係のレジしかなかったということになります。

○ 松枝部会長代理

ありがとうございます。

○ 山本部会長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、今、労側から具体的な金額 36 円の提示がありました。これに対しまして、使側の方から提示をお願いしたいと思えます。

○ 濱上委員

前回、基本的な考え方ということでお示しをいたしました。本日、数字を出すということで、その基となる資料を参照しながらご説明をさせていただきます。

鹿児島県内の景況についてということで、これは、鹿児島県中小企業団体中央会が毎月出している景況のデータでございます。前年同月比を見ると、やはり昨年よりは改善している。経済は動いている。ただ、前月比ですが、伸びてはいますが、やや鈍化してきている。それは、やや悪化しているというような見方をしています。先程、日銀、鹿児島財務事務所では、やや改善はしているというような見方ですけれども、やはり、中小企業団体中央会で見ると、シビアに見ている。その理由というのが、原材料の高騰とか、仕入れ値の高騰ということが、徐々に響いてきている状況のようです。例えば、食料品の漬物製造業を見ると、エネルギー、原材料の値上がり著しく、どこまで上がるのか見当がつかないということです。あえて、この資料をお出ししているのは、企業のコメントが出ていることです。生の声が出ております。我々 3 人が言ってもお分かりにはならないかもしれませんが、この資料には、生の声がありますの

で、ぜひ皆さん方に目を通していただきたい。大島紬製造業も原材料等の値上がりで、木材、木製品の物価高による需要低迷によりと、原材料費の物価高が多いようです。それから、非製造業の総合卸売業も、販売価格引き上げの動き、これをせざるを得ないということです。それが、事業低迷につながっている。電気工事業でも、工事材料等の納期遅れ、価格の上昇、管工業での短い期間での資材価格の上昇といったような声が出てきております。

次に、県商工会連合会が四半期ごとに出している中小企業景況調査報告書です。この調査方法は、経営指導員の方が、訪問及び面接調査ということで、直接お話をお伺いして、そしてまとめておられます。県内産業別業況DIを見ると、4年4月から6月はもちろん黒三角であります。4年の1月から3月からすると、製造業のマイナス幅が大きくなっている。建設業がマイナスになった。小売業もマイナス幅は良くはなっているけれどもマイナス25.4、サービス業も良くはなっているがマイナス26.7と極めて不振に近い数字になっております。業種別景気動向の景気判断コメントでも、円安で先行きの見えない物価上昇が、光熱費や設備の部品代を高騰させている。経営上の問題点も、原材料価格の上昇ということです。建設業においても、経営上の問題点として、材料価格の上昇をあげております。小売業においても、仕入単価の上昇ということです。サービス業も材料等仕入単価の上昇と、いずれも、この問題が徐々に出てきているということで、このコメントは、ぜひ読んでいただきたい。ある意味、先程から働く方、学生の悲痛な叫びもわかりますが、事業主の方の思いもわかっていただきたいと思っております。

それから、我々が判断する1つとして、賃上げの妥結状況ということで、これは先ほどからも出ておりますが、経団連が出した大企業が2.27%、中小企業の1.97%ということです。それから、賃金改定状況調査結果の第4表ですが、これは先ほどありましたように、中賃の公益委員も十分注視すべきで、労働者の生計費、賃金、支払い能力をきちっと表した数字であると言っておられますが、使用者側も第4表を重視しております。①は男女別の内訳で、産業計のDランクが1.9%であるということです。4表の②は、一般、パート別の内訳で、産業計のDランクがこれも1.9%の上昇率であったということです。4表の③は、中賃の公益委員から要望があって出されたということですが、継続雇用の方の上昇率で、Dランクでは2.4%ということで、高くなっているということです。これも見ております。それから、生計費がどうなっているのかというのは、我々も気になっておりますが、最新の鹿児島市の消費者物価指数の動向ということで、前年同月比で言えば、プラスの1.8%であるということです。これも見ましたということです。次に、企業物価指数ということで、産業間で売買される物品の価格変動で、これによると鹿児島がなかったものですから、全国のものですが、前年比9.2%と事業主として大変つらい物価高を感じていると思います。次に、労働分配率の推移ですが、付加価値全体で賃金、人件費がどの程度占めているのか。大企業が57.6%、中規模が80%、小規模に至っては86.5%が賃金のシェアを占めている。支払能力を見るのにいい数字だと思います。元から中小企業は8割で高止まりをして、18年、19年と高くなっている。小規模に至っては、86.5%は人件費となっている。このような状態では、なかなか設備投資もできない状況であります。

最後に、昨年、793円から821円に最賃が上がりました。その11月にアンケートを取ったときの企業の声です。卸売業の中には、最低賃金の引き上げは昨今の情勢からみてやらなければならないと思う。日本の最低賃金が低すぎるのもっと引き上げるべきだと思うという意見もあります。ですが、それ以外の方は、やはりなぜこの時期にコロナが収束しない経済が止まっ

ている段階で、過去最大の 28 円引き上げるのという声が多かった。ここで注目すべきは、製造業での扶養控除内で勤務したい従業員が多く、賃金引き上げにより 1 人当たりの労働可能時間が減少する。また、最低賃金が上がることにより、扶養要件に引っ掛かり、逆に働きにくくなっているパート雇用の方も出てきているということで、扶養の範囲内で働くパートの方が結構いらっしゃる。そういった方々が良かれと思って賃金を上げるのですが、そのことによってオーバーするので、時間調整をして労働時間が短くなってしまいうということで、全国的にも問題になっています。これに対する対応策を取らないといけないことです。このようなことを我々も総合的に見ております。

基本的見解でも申し上げましたが、私どもも生計費が上がっている中では、賃金は上げていかなければいけないと思っております。そういった意味で、昨年労使がきちっと相談をして決めた第 4 表の数字です。今回、③という数字が出てきましたが、私どもは、統計的には①、②を見るべきであると思っておりますので、第 4 表の D ランクが 1.9%ということですので、これを取りたいと思います。821 円の 1.9%で 16 円という数字が出ると思います。そして、中賃の小委員会でも出ておりましたが、この数字は生計費が上がった分は含まれていないというコメントもありました。そのようなことも考慮しまして、使用者側とすれば、20 円が妥当と判断しますので、20 円を提示させていただきます。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございます。ただ今、使側から中小企業団体の調査等の結果を踏まえ、特に、第 4 表の①、②の 1.9%、さらに、物価上昇を加味して、最終的には、20 円のアップをしたいという提案であったかと思えます。

ただ今の、使側の提案、説明につきまして、何か内容について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。どうぞ。

○ 白石委員

今説明をいただきましたが、中小企業の景況の中で、4 年 4 月から 6 月期という中で、今後の見通しは良くなっていると思われませんが、使用者側もそのように思っているということでしょうか。見通しとしては、明るいということでしょうか。

○ 濱上委員

そうです。この段階では、ここにあるようなことです。

○ 瀬平委員

この景況調査の時点というのは、コロナの第 7 波が来る前の 6 月の状況で、我々の方も 6 月までコロナが落ち着いてきて、これから事業もお客さんも来るという形で考えておりました。だけど、7 月から段々コロナの数が増えてきております。

熊本県商工会連合会が飲食業、宿泊業へ行った調査結果が、7 月 31 日の熊本日新聞に掲載されております。調査は、7 月 25 日から 27 日に実施され、279 事業者の回答を求めたというものであります。第 7 波によって経営に影響が出てきているというのが、85%の方々がおっしゃっておられ、売上高とから経営に影響があったという方が、84%ということで、7 月の末

時点の状況ですので、恐らく景況調査においても、6月時点ではこの先明るい見通しだと思っ  
て回答したと思いますが、7月に入ってこのような第7波が起こってきて、経営に影響が  
だんだん出てきている。今の状況が長く続くと、事業者の方々は、経営は苦しくなってくるの  
ではないかと思っております。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかに何か、どうぞ。

○ 日高委員

濱上委員、瀬平委員が言われるとおり、私どもも十分理解しているところであります。先ほ  
どの8月2日に出されました中賃の答申によります4から6項目に書いてある中小企業への  
継続的な支援の要望については、十分理解しているところであります。第1回の専門部会であ  
りましたとおり、鹿児島での活用が少ないというようなことも課題認識を持ちつつ、使えるよ  
うな拡充が必要であると思えます。それと企業物価も高いと理解しています。これも取引の適  
正化という課題がありますので、そこはうまくできたらいいのではないかと思っております。  
先ほど、10月から値上りするという話がありましたが、大手はバンバンやるが、中小はなか  
なかなできないという実態はあると十分理解しているところであります。それと4表の関係は、こ  
れまで①、②とあって、初めて③が出てきたわけですが、ここは公益委員から要望があったと  
いうことですが、やはり目安額と根拠などをしっかり議論したいということがあろうかと思  
います。①、②は、退職した方、新しく入った方も入っておりますし、退職したの方が一般的  
には高い給料をもらっていますし、新入社員は低いです。今働いている人の数字が反映されて  
いるかという、それは疑問が残るということで③が出てきたと理解しております。私どもと  
しては、③の数字が一番近い、正しい数字だと理解しているところであります。

○ 山本部長

ありがとうございました。今、双方からご意見いただきましたが、さらに、重ねてお聞きし  
たい、ご意見をという方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

中小企業者側の懸念材料として、今、原油、原材料の高騰が出ていますが、その経営の景況  
調査というのを持っておりますので、説明させていただきます。これは、全国商工会連合会が  
5月31日に出したものです。その中で、原油高、原材料高の利益への影響は、前年度同期に  
比べて利益減少が70%超もあり、費用の増加を吸収できずに、利益を圧迫されていることがわ  
かります。利益に影響がある場合の経費の上昇幅は、前年度同期に比べて4割以上あるとい  
うのが4.1%、次いで2割から3割増加があるというのが46.3%と半数以上の企業に大きな影響  
を及ぼしています。先ほど日高委員からもありましたが、60%超の企業が、価格転嫁ができて  
いない状況であるというような調査結果が出ています。これも併せてご紹介します。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかに何かご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

今回、中賃の方、特に、目安の金額を出すに当たって、しっかりと出して、過去にない具体的な数字の積み上げで、だからこういう金額ですよというのを今回出していただいてそれは評価できると思います。それで、それぞれの資料、それぞれの言い分で理解もできます。ただ、鹿児島県のDランクでこういう賃金で、先ほど日高委員、白石委員がご説明されましたとおり、こういう金額では雇える人がいなくなりますとそうかもしれません。しかし、我々は、近未来、将来よりも、今のことを問題としておまして、今、現時点で雇えるか雇えないかという話になっておまして、この先のことというのは、我々にとって見通せないです。平成の時代に、コロナが来るとか、また、ロシアがウクライナに攻めて、それに対して欧米が敵対して、いろんな規制を加えるというのは誰も予想していませんでした。しかし、平成 25 年くらいから過去 10 年間、とにかく賃金を上げて、消費行動を活性化させれば、景気循環が起こって、皆さんの生活のレベルは上がりますと言われ続けて、ずっと上げ続けてきましたが、コロナとかウクライナとか差し引いても、メンタルでの影響というのが、我々中小零細は、価格転嫁ができないのです。これは、いろんなことを規制しても、お互いメンタルで経営に非常に乗っかってきますので、大企業ができることと、我々がここで議論しているのは、中小企業がほとんどですから、そのところも認識をしてもらわなければいけない。それと1つのメンツールとして、我々経営者の中で、中国とかベトナム人の労働力も一生懸命調達しないと回らない事業の社長さんは、こうおっしゃいました。彼ら、彼女らは、日本に来て職を得ようとするときに、その地域の最低賃金、A、B、C、Dランクを見て、鹿児島県のDランクに張り付いたままだと面接、エントリーすらしてもらえない。だから、我々の仕事からすれば、最低賃金を上げてもらって、Cランクにもって行ってもらいたい。そういう努力もしてほしいという方もいらっしゃいます。なるほど。日本人は、外国人からもパスされてしまうと、これは責任を持って判断してほしいということだったのですが、そう言われても、業種によって全部違いますから、我々が従来から言っていますとおり、上げられるところはどんどん上げてもらっていいのです。労働者が先々来なくなると言われても、上げられないところはしょうがないということで、法的規制がある最賃云々という議論は、もう少し踏まえてもらわないと、段々制度自身もいろんな意味で破綻していくのではないかと危惧はあります。しかし、我々としたら、4月から6月、こら辺を踏まえて、第4表の①、そことプラスアルファを見て、大体 20 円、これが適当ではないかということで、先ほど来説明させていただいたということですので。よろしくお願ひします。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。ちなみに他局で、もう出せそうかどうかのところはありますか。どこかでちらっと見たような気がしますが。

○ 勝田賃金室長

もう既に、結審しているところがありますが、Aランクの大阪、愛知が、目安の 31 円で結審しているというのは情報でいただいております。

○ 山本部長



Dではまだない。

- 勝田賃金室長  
ないです。

- 山本部長

ありがとうございました。それでは、今、労側からは 36 円の提案、使側からは 20 円の提案があり、その差が 16 円ということで、かなり開きがあります。ここで一旦休憩に入りまして、労側、使側、個別に協議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 山本部長

それでは、一旦退出していただきます。

(個別協議)

- 山本部長

労・使双方のご意見をお聞きしましたが、使側からは 20 円、労側からは 36 円ということで、あくまで固執するという立場ではないけれども、今後も議論をして、次回の 8 日には、もう少し歩み寄りをといたような再提案ができるというようなお話でした。双方、使側も労側も同じようなお話が出ておりますので、今日の時点で、16 円の差は今すぐ縮めるということは困難だろうと判断いたしますので、今日の審議は、一旦ここで止めておきたいと思います。次回、8 日月曜日 10 時から第 3 回目の専門部会を開催して、できれば、そこで一致できればと思っております。双方、一致の努力をしていただければと思います。次回結審できれば、10 月 2 日発効ということが可能になります。これが 1 回ずれますと、予定が 8 月 10 日の第 4 回となりますので、そうしますと発効がまた遅れて 10 月 6 日になることとなります。やや遅れてしまうということになりますので、極力、使側としては、もっと遅くてもということはあるかと思いますが、できるだけ早いうちに決着させたいということがありますので、次回の専門部会には、突き詰めた金額を提示していただきと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。それでは、次回ということですが、事務局からの連絡ありますでしょうか。

- 松下賃金室長補佐

次回は、8 月 8 日（月）10 時からの開催となります。

会場は、本日と同じこの会議室になります。よろしくお願いいたします。

- 山本部長

それでは、次回、8 月 8 日 10 時からこの場で第 3 回目を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。最後に議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

本日の専門部会は、以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。